

平成27年度主要事業（消費生活センター）

（1）千葉市消費者教育推進計画策定

消費者教育を総合的かつ一体的に推進することにより、千葉市に関わる全ての消費者が「自ら考え行動する自立した消費者」に成長することを目的として策定した。

【実施状況】

- 4月 市長へ答申
- 7月 パブリックコメント実施
- 8月 消費者教育推進計画策定
千葉市消費者教育推進計画策定記念消費者教育川柳募集
- 9月 消費者教育推進計画策定&高齢者被害防止共同キャンペーン記念講演会開催
- 同月 消費生活センター企画展示開催
- 12月 消費者教育川柳（50作品）の入賞作品8点の発表
- 1月 そごう千葉店地階ギャラリーで消費者教育ポスターと併せて展示を実施

（2）消費者教育ポスター募集

市内の小・中学校に依頼し、児童・生徒から「消費者教育ポスター」を募集。「おこづかいを計画的に使うためのコツ」、「インターネットを安全に使うために気を付けること」の2つのテーマから選んで制作してもらい、8校から45作品の応募があった。

【実施状況】

- 6月 学校長宛てに依頼
- 10月 入賞作品10点が決定
- 同月～2月 区役所及びそごう千葉店地階ギャラリーでの入賞作品等の巡回展示

（3）「暮らしの情報いずみ 特集号」を発行

消費生活センターの機能や消費者教育推進計画の策定などの周知を行うため、市政日より8月15日号に併せ発行した。（発行部数：357,799部）

（4）高齢者の消費者被害防止のため、町内自治会等と連携

消費者被害に関する情報提供等を行う消費生活センターの情報紙「暮らしの情報いずみ」を、町内自治会での回覧や医療機関での配架が可能となるよう、町内自治会や医療機関に働きかけを実施した。

【実施状況】

- 11月 町内自治会（中央・花見川・若葉区）に協力依頼文を送付
- 同月 医療機関に案内文及び消費者トラブル撃退ポスターを送付
- 1月 169自治会・18医療機関に暮らしの情報いずみの送付を開始
- 同月 町内自治会（稲毛・緑・美浜区）に協力依頼文を送付
- 3月 申し込みのあった自治会に対し、暮らしの情報いずみの送付を開始

(5) ちばし消費者応援団登録制度

昨年度から実施している当該制度の登録団体や事業者が行う消費者教育に関する活動を一層推進するため、団体との連携を強化すると共に、当該制度の対象を個人（千葉市在住・在勤・在学）に広げ、市民が行う消費者教育に関する活動の支援を開始した。

【実施状況】

7月 登録団体と連携し、小学生向け夏の消費生活講座を実施

9月 登録団体の情報誌に消費者被害防止に関する記事を掲載

10月 個人会員の登録制度開始

12月 消費生活センターから個人会員への情報提供を開始

※登録数団体：30 団体、個人：16 人（平成 27 年 12 月末日現在）

(6) 事業者に対する研修の実施

10月に事業者を対象とした、弁護士による「特定商取引に関する法律」に関する講習（コンプライアンス研修会）を実施した。（参加事業者数：16 事業者）

(7) 悪質商法ひっかからん蔵シール配布

高齢者実態調査（5月～6月）に合わせ、65歳以上の高齢者世帯に消費生活センターの機能と相談専用電話の周知を図ることを目的として、民生委員から悪質商法お断りシールを配布した。

(8) 消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定

消費者の安全安心を確保するため、相談体制の整備、強化を図ることが必要であることから、消費者安全法の一部改正が平成 26 年 6 月に公布され、それに伴い条例での規定が義務となった事項について定める条例を制定する。

施行期日（予定） 平成 28 年 4 月 1 日